

陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 1 9 号	平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日 受 理
件 名	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情
陳 情 者	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 ㊦ さいたま新都心合同庁舎 2 号館 ㊦ 国土交通省管理職ユニオン ㊦ 関東支部 委員長 中川 順次 ㊦ 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 ㊦ さいたま新都心合同庁舎 2 号館 ㊦ 国土交通労働組合 ㊦ 関東建設支部 委員長 篠原 賢祐 ㊦ 秦野市今泉 1 0 7 1 - 7 ㊦ 全建労退職者の会 ㊦ 萩原 有治 ㊦
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>平成 2 3 年 3 月の東日本大震災や 7 月末の新潟・福島豪雨災害、台風 1 2 号、台風 1 5 号による災害等、近年全国各地で数多くの自然災害が発生しています。とりわけ東日本大震災では東北地方をはじめ関東地方でも茨城県・千葉県にも大きな被害が発生しました。自然災害に対する対策や防災に対する対策そして危機管理体制等の拡充が急務となっています。</p> <p>また、国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理は国が責任を持って実施することが憲法上の責務です。しかし、現在、政府・財界が推し進めている「地域主権（地方分権）」、「道州制導入」は、憲法・地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地域主権（地方分権）の実現に向けたものではなく、国の役割とりわけ憲法が保障する国民に対する責任を放棄するものであり、国土の均等ある発展にも影響を及ぼしかねません。</p> <p>一方、関西・九州ともに平成 2 3 年 5 月 2 6 日に発表した移譲機関に、①経済産業局②地方整備局③地方環境事務所を提示しています。さらに、九州知事会は出先機関を「丸ごと」移譲すると平成 2 3 年 7 月 1 日に発表しています。「直轄国道、直轄河川は原則として全て地方に移管し、国に残</p>	

す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備（高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路）等に限定する」としており、このことが推し進められれば、地方と都市の地域間格差及び防災面への不安がさらに拡大すると共に、行政サービスの低下をまねく事になります。

さらに、「地域主権（地方分権）」も「道州制導入」も国民の間ではまったく議論になっておらず、こうしたことを強引に推し進めることは主権在民の原則を頭から否定するものです。

憲法第25条では、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとし、国の社会的使命が規定されています。国民の生命と財産を守るための社会資本の整備・管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められています。

憲法を遵守する立場である私たち国家公務員労働者は全ての国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る義務があり、現在進められようとしている「地域主権（地方分権）」に賛同できるものではありません。

よって、国民の生命と財産を守ることは「国の責務」として継続するよう以下の陳情事項について採択し、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、神奈川県知事に意見書を提出していただくよう陳情します。

陳情事項

- 1 「地域主権（地方分権）」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すようにすること。
- 2 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図るようすること。
- 3 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易に地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲を行わないこと。